

CKDグループ人権方針

CKD グループは、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重した行動を実践するため、CKD グループ人権方針を定めます。

1. 適用範囲

本方針は、CKD グループのすべての役員、従業員に適用します。また、CKD グループのすべてのサプライヤーおよびビジネスパートナーにも、本方針への理解と実践を求めます。

2. 人権尊重

CKD グループは、人権にかかわる国際規範（国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」等）を支持し、CKD グループの事業活動に関わるすべての人の人権を尊重します。

事業活動を行うそれぞれの地域における国内法と規制を遵守するとともに、各国内法と国際的な人権基準に乖離がある場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

3. 人権デューデリジェンス

CKD グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築して、人権への負の影響を特定・予防・軽減・回避する取り組みを実施していきます。

4. 是正・救済措置

CKD グループの事業活動が人権に対して直接的もしくは間接的に負の影響を及ぼしたと認識した場合、速やかに負の影響からの是正・救済措置に取り組みます。

5. 教育

本方針が事業活動の中に浸透し、効果的に実行されるよう、CKD グループの全ての役員、従業員等に適切な教育や研修を行います。

6. 情報開示

CKD グループの人権尊重の取り組みは、ウェブサイトや統合報告書などを通じて、透明性をもって適切に情報開示します。

7. ステークホルダーとの対話

ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、人権尊重の取り組みを強化します。

以上